令和９年度（2027 年度）

保育園・認定こども園の入園について

【保育を必要とする子ども（２号・３号）用】

≪こども園・保育園の利用に関するお問合せ先≫
朝来市こどもみらい部　こども園課
〒669-5292　朝来市和田山町東谷 213 番地１
電話 079-672-4933／FAX079-672-4934

≪市内施設一覧表（令和９年４月１日予定）≫

※全ての施設が認可施設です。

公私	区分	施設名	定員	住所	電話番号
公立	認定こども園	生野こども園	70	生野町口銀谷 546 番地	079-679-3602
		糸井こども園	75	和田山町寺内 565 番地１	079-675-2644
		大蔵こども園	75	和田山町宮田 196 番地	079-673-2281
		東河こども園	55	和田山町中 380 番地	079-672-3257
		竹田こども園	70	和田山町竹田 592 番地１	079-674-0014
		中川こども園	65	桑市 99 番地	079-678-0077
		山口こども園	80	羽渕 538 番地	079-677-0140
私立	認定こども園	ひまわりこども園	80	和田山町和田山 372 番地１	079-672-5184
		枚田みのり保育園	100	和田山町枚田 1622 番地	079-672-5504
		やなせこども園	92	山東町矢名瀬町 772 番地	079-676-2344
		照福こども園	95	山東町溝黒 123 番地１	079-676-2347
	保育園	あわが保育園	30	山東町早田 222 番地	079-676-3329
		めばえのにわ保育園	20	和田山町平野 548 番地	079-670-2236

※めばえのにわ保育園の対象年齢は０～２歳児のみとなります。

令和９年度クラス年齢区分について

認定こども園・保育園のクラス区分は、令和９年４月１日現在の年齢で決定されます。

クラス区分	該当となる生年月日
５歳児	令和　３年４月２日～令和　４年４月１日
４歳児	令和　４年４月２日～令和　５年４月１日
３歳児	令和　５年４月２日～令和　６年４月１日
２歳児	令和　６年４月２日～令和　７年４月１日
１歳児	令和　７年４月２日～令和　８年４月１日
０歳児	令和　８年４月２日～令和　９年４月１日
	令和　９年４月２日～令和１０年４月１日

職員の配置基準について

認定こども園・保育園などの児童福祉施設において、子どもを受け入れる際、保育士の配置基準が「児童福祉施設最低基準」によって決まっています。各施設の定員に満たない場合でも、職員の確保ができない場合は、園児を受け入れることはできませんので、ご了承ください。各年齢別の保育士配置基準は右図の通りです。

クラス区分	職員配置基準
５歳児 ４歳児	園児２５人：職員１人
３歳児	園児１５人：職員１人
２歳児 １歳児	園児　６人：職員１人
０歳児	園児　３人：職員１人

令和９年度（2027 年度）入園のご案内
保育園・認定こども園（２・３号認定児）の入園者向け

認定について

『子ども・子育て支援新制度』では、こども園・保育園等を利用していただくためには、教育・保育の必要性に応じて認定を受けることが必要です。認定された方へは「支給認定書」を交付します。こども園・保育園の２号・３号の保育利用をご希望の場合、保育の必要性の事由のいずれかに該当し、支給認定を受けていただいた上、申込みをしていただく必要があります。(支給認定申請と保育の利用申し込みは同時です。)

認定区分について

認定区分により、利用可能な施設と時間が異なります。（下表参照）
満３歳の誕生日を迎えると自動的に３号から２号へ認定区分が変更となります。
ただし、クラス年齢は４月１日現在の満年齢となります。

認定区分	対象年齢 4/1 時点満年齢	保育の 必要性	対象となる子ども	利用できる 主な施設・事業
１号認定 (教育標準時間)	３～５歳	なし	満３歳以上の就学前の子ども （２号認定を除く）	認定こども園（教育） （基本 8:00～14:00）
２号認定 (保育認定)	３～５歳	あり	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育）
３号認定 (保育認定)	０～２歳		満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育）

保育の必要量（保育時間）について

２号・３号認定は、保育を必要とする事由や勤務時間・通勤時間等により保育必要量(時間)を認定します。

区分	利用可能時間	該当する保育の必要事由
保育標準時間	11 時間 (基本 7:30～18:30)	週 30 時間以上かつ月 120 時間以上の就労、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧、介護・看護、就学、農業
保育短時間	８時間 (基本 8:00～16:00)	月 48 時間以上 120 時間以下の就労、求職活動、育児休業中の継続利用

※表中の利用可能時間は公立施設の場合であり、私立施設の開園時間の設定については異なることがありますので、施設へ直接お問い合わせ下さい。

＜保育の必要量（時間）の確認について＞

- 保育の必要性の確認(現況確認)は毎年行います。証明の未提出、申告内容の相違、保育の必要性がないと判明した場合、勤務先に問い合わせを行い、虚偽であると判明した場合は認定取り消しとなります。
- 父親の就労は保育標準時間の区分・母親の就労が保育短時間の区分に該当の場合、「保育短時間」での認定となります。
- 就労時間が保育短時間の区分であっても、通勤時間等で保育短時間の利用時間内での送迎が困難な場合は保育標準時間で認定も可能となります。（就労証明にて確認します。）
- 妊娠・出産による事由で入園される方は、家庭の状況に応じて保育標準期間・保育短時間を選択いただけます。→（当理由での入園期間は原則、産前８週の属する日の月初日から産後８週の属する日の月末日までの期間とします。）
- 育休復帰により入園される方は、復帰１か月前の月初日より入園は可（保育短時間のみ）とし、復帰日の属する月初日から保育標準時間利用となります。（時間変更の申請が必要です）

保育の必要性（認定事由）について

認定を受けるには、保護者がそれぞれ以下のいずれかの事由に該当している必要があります。

認定事由	事由内容	基本利用可能時間	
		標準時間	短時間
就労	就労時間が、週 30 時間以上かつ月 120 時間以上の就労	○	○
	就労時間が、月 48 時間以上 120 時間以下の就労		○
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは、出産前後である （産前産後８週の属する日の月初開始～月末終了とします。）	○	○
疾病・障害等	保護者が、病気やけが・心身に障害がある	○	○
介護・看護	保護者が親族の介護、看護をしている	○	○
災害復旧	保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧中である	○	○
求職活動中	保護者が求職活動中である（約 90 日間の認定）		○
就学中	保護者が就学している（職業訓練校など）	○	○
育児休業	※ 下の子の出産による産前産後の事由から、育休に入り、 育休復帰までの間に上の子を継続利用する場合		○
農業	保護者が農業に従事している	○	○
その他	その他	要相談	要相談

※「○」のついている区分で利用時間を選択いただくことが可能です。

※就労時間 120 時間に達していない場合であっても、通勤時間や、就労開始・終了時刻により、保育標準時間での認定となる場合もあります。

＜入園後変更が生じた場合＞

- 支給認定証の認定内容に変更が生じた場合、支給認定変更申請書等の提出が必要となります。下表の通り変更内容に合わせて各種書類の提出をお願いします。
- 認定内容に変更があったにもかかわらず、各種書類の提出がない場合は、退園していただく場合もありますのでご注意ください。

変更内容	必要書類	
認定区分（１⇔２号）の変更	(２号→１号)認定申請書	
	(１号→２号)認定申請書	保育を必要とする証明
時間区分(短時間・標準時間)の変更	保育時間変更申請書	保育を必要とする証明（変更者のみ）
認定事由(就労・求職活動等)の変更		保育を必要とする証明（変更者のみ）
就労先の変更		
就労を開始する		
婚姻・離婚等で世帯構成の変更	認定申請書	保育を必要とする証明（変更者のみ）
住所・氏名の変更	給付認定事項変更届出書	
所得(市町村民税額)が変更した場合		こども園課へ連絡願います。
退園する場合	退園届	

※すべての書類は各施設に用意してあります。

- 認定区分の変更は、新規入園児と同じ扱いとなるため、年度途中で認定区分の変更をされる際、全ての書類を揃えていただく必要があります。
- 保育時間の変更を希望される場合、就労証明等、変更事由の記載された証明を添付願います。
- 各種変更の締め切りは変更希望月の前月 25 日にこども園課必着が原則です。利用中の園に必要書類を提出してください。締切日に間に合わない場合は翌々月からの変更となります。
- 変更があった際は、変更後に支給認定証を発行しますので、変更申請書等を提出する際に、お手元の支給認定証の返却をお願いします。

施設の利用申込みについて

(1) 受付期間

入園希望月	申込期間
① 令和９年４月～	・令和８年11月２日(月)～11月30日（月）
② 令和９年５月以降～	・令和８年11月２日(月)～11月30日（月） ・申込が12月以降になる方は、入園希望月の前月15日までにこども園課へ届くよう、希望する各施設に直接提出してください。(15日が土日祝の場合は、その直前の平日まで)

※①令和９年４月～入園についての選考結果は令和９年１月下旬以降に通知します。
②令和９年５月以降～入園については前月中旬以降に通知します。

申込窓口

申込みに必要な書類を各こども園・保育園・こども園課・朝来市HPより入手いただき、下記の申込窓口へご提出ください。

施設所在地	申込窓口
市内のこども園・保育園	入園を希望する各園
市外のこども園・保育園	朝来市こども園課（本庁４階）

- 朝来市外の施設への入園を申込みされる方については、朝来市在住者のため、支給認定・申込は朝来市で受けていただきます。必要書類をこども園課にご提出ください。
- 里帰り出産等により市外の保育施設への入園を希望される場合も、同様の手続きが必要です。（重複して施設に在籍することはできないため、市内の施設をいったん退園していただく必要があります。ただし、再度入園できる保証はありません。）

(2) 入園までのスケジュール（予定）

４月入園と、５月以降の入園でスケジュールが異なります。

≪令和９年４月入園の場合≫

認定・入園申込

申込期間は、令和８年11月２日（月）～11月30日（月）

教育・保育給付認定(現況)申請書兼入園申込書（２号・３号用)」に必要書類を添えて第１希望入園施設へ提出してください。
書類に不備・不足があった場合は、受理できませんので、ご確認の上、提出ください。

↓

認定・審査 利用調整

提出された書類を点検し、審査します。（抽選・先着順ではありません。）
申込状況に応じて利用調整を行います。

↓

選考結果発送

選考結果は、１月下旬以降に郵便で送付します。

利用調整の対象となった方への通知は２月頃になる場合もあります。

↓

各施設で 入園説明会

２月上旬頃から各施設で開催されます。

説明会等の詳しい案内は各施設から保護者へ通知させていただきます。
施設によっては個別の面談を実施する場合もあります。

就労の状況（勤務先・勤務時間等）・家庭の状況等に変更があった場合は、必ず所定の書類をご提出ください。

↓

利用開始

令和９年４月～利用開始

新入園児は入園式から施設利用開始となり、数日間は「慣らし保育」を行います。就労の関係で１日から利用をご希望の場合、各施設にご連絡下さい。

≪令和９年５月以降～入園の場合≫

認定・入園申込

申込締切りは、入園希望月の前月１５日(こども園課必着)

教育・保育給付認定(現況)申請書兼入園申込書（２号・３号用)」に必要書類を添えて、入園希望月の前月 15 日までにこども園課へ届くよう、希望する各施設に直接提出してください。(各施設に提出された書類をこども園課が確認します。)書類に不備・不足があった場合は、受理できませんので、御確認の上、提出ください。

↓

**認定・審査
利用調整**

提出された書類を点検し、審査します。（抽選・先着順ではありません。）
申込状況に応じて利用調整を行います。

↓

選考結果発送

選考結果は、入園希望月の前月中旬以降に郵便で送付します。

↓

**各施設で
入園説明会**

説明会等の詳しい案内は各施設から保護者へ通知させていただきます。
施設によっては個別の面談を実施する場合もあります。

就労の状況（勤務先・勤務時間等）・家庭の状況等に変更があった場合は、必ず所定の書類をご提出ください。

↓

利用開始

新入園児は利用開始後の数日間「慣らし保育」を行います。就労の関係で１日から利用をご希望の場合、各施設にご連絡下さい。

(3) 利用申込みの対象者

利用申込みできる方は、朝来市に住民票のある方で、保護者が保育を必要とする事由に該当し、家庭において保育することができないと認められる場合です。
入園申込みは出生届を提出後、入園希望月が確定した時点でご提出ください。出生前からの申込みはできません。
公立こども園の場合、生後満６か月経過後から入園可能となります。ただし、お子さんの発育状況によっては保護者と相談のもと、受け入れを数か月先に延ばしていただく場合もあります。
私立こども園・保育園については各施設により異なるため、直接お問い合わせください。

(4) 入園希望施設・利用調整について

入園を希望される施設を第１希望から第３希望まで理由とともに必ずご記入ください。入園希望者が施設の定員を上回る場合や職員の配置状況によっては、利用調整により人数の調整を行います。利用調整は、保護者の就労状況や世帯の状況などから、保育の必要性を点数化し、必要性の高い世帯から優先的に施設利用の入園となりますので、提出書類については、記入事項に漏れがないよう明確にご記入願います。第２・第３希望が未記入の場合は、第１希望が入れなかった時点で調整は終了となります。

＜注意事項＞

- 支給認定・入園決定については、抽選・先着順ではありません。申込期間中に提出いただいた申請書をもとに、一人ひとり審査・認定します。特に、４月入園を希望される方につきましては、審査に時間を要しますので、提出期日厳守で申請書をご提出ください。
- ４月入園希望の方で、申込期間を過ぎての提出となった場合（特別な理由の場合は除く)、ご希望の施設への入園ができない場合がありますので、ご了承願下さい。
- 既に５月以降の育休復帰が確定している方で、途中入園を予定されている方については、(１)の受付期間にご提出願います。（育休復帰日の記載された証明書を必ず提出してください。）

- 年度当初に途中入園を希望し、申込書類を提出されている方で、家庭の都合で入園を取りやめされる場合はできるだけ早めに入園希望先または、こども園課まで連絡をお願いします。
- 各提出期限に遅れた場合は（特別な理由の場合は除く）、翌月からの入園・変更はできかねますので、提出期限を守って書類の提出をお願いします。

(5) 提出書類

A・Bについては、全員提出が必要、C～E については、該当者のみ書類を提出してください。（継続利用児は現況届になります。）継続児で転園を希望する場合は転園希望先施設へ書類を提出してください。

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">提出書類</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">教育・保育給付認定（現況）申請書兼入園申込書（２・３号認定用）</td></tr>
<tr><td rowspan="13">B</td><td colspan="3">保育を必要とする証明（父・母及び同居されている満 18 歳～70 歳までの方）
以下①～④の該当する証明を提出してください。</td></tr>
<tr><td></td><td>証明書</td><td>事由</td><td>添付書類</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="7">①就労証明書</td><td>会社勤務、自営業手伝い</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>妊娠・出産(産前産後休暇取得者)
※産前産後休暇期間の記載が必須</td><td>母子手帳のコピー
(表紙・分娩予定日記載のページ)</td></tr>
<tr><td></td><td>育休休業中
産前産後休暇→育児休業取得
※育児休業期間の記載が必須</td><td>【注意】
● 提出後に育休期間を変更する場合は再度証明を提出してください。
● 復職後には復職後の勤務状況が分かる証明を再提出してください。

【派遣・非常勤職員等の場合】
● 原則、派遣先の勤務(内定・復職)証明が必要です。(入園希望月に復職する旨の証明が必要)</td></tr>
<tr><td></td><td>自営業主</td><td>開業届(写)・確定申告書(写)
(自営業中心者・事業主と確認できる書類)</td></tr>
<tr><td></td><td>内職</td><td>委託契約書・発注書等
（委託･請負していることが確認できる書類）</td></tr>
<tr><td></td><td>農業</td><td>確定申告書・発注書等
(販売していることが確認できる書類)</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">②保育を必要とする申立書</td><td>妊娠・出産</td><td>母子手帳のコピー
(表紙・分娩予定日記載のページ)</td></tr>
<tr><td></td><td>疾病・障害</td><td>医師の発行する診断書（原本）
(保育が困難である状況の記載のある証明)</td></tr>
<tr><td></td><td>介護・看護</td><td>被介護・看護者の診断書（原本）等
（介護者・看護者の従事内容を証明に記載）</td></tr>
<tr><td></td><td>就学（訓練校含む）</td><td>在学証明書（原本）・内定通知
（内定通知は入学後、在学証明を再提出）</td></tr>
<tr><td></td><td>③求職活動申立書</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>④その他申立書</td><td colspan="2">上記①～③以外の事由（※保育が困難である状況を詳しく書いてください。）</td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="3">入園児調書（提出依頼のあった園のみ）</td></tr>
<tr><td>D</td><td colspan="3">令和８年度市民税課税証明書（令和８年１月１日に朝来市に住民登録がなかった場合）
※令和８年度在園児、令和９年度９月以降入園児は提出の必要はありません。</td></tr>
<tr><td>E</td><td colspan="3">令和９年度市民税課税証明書（令和９年１月１日に朝来市に住民登録がなかった場合）
※令和９年度分は６月以降にご提出ください。</td></tr>
</table>

(6) 朝来市内在住で市外の施設を申込する場合（管外委託・転出予定）
～申込みの流れ～

①事前準備	入園を希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込みの締切日・必要書類等をご確認ください。 （※各市区町村により異なる場合があります。）
②申込書提出先	朝来市こども園課
③提出締切り	①で確認した締切日の７日前 （書類を転送する期間が必要となるため、申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。）
③入所選考する市町	委託先市区町村 朝来市こども園課の担当から希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課へ委託申込み後、選考が行われます。
④保護者通知	朝来市から保護者通知
その他　（転出予定の場合）	朝来市から転出予定の方は、転出手続きを済ませた後、転出先の入所担当窓口で、改めて入所申込を行ってください。 （申込みがない場合、入所取消となる場合があります）

(7) 朝来市外在住で市内の施設を申込する場合（管外受託・転入予定）
～申込みの流れ～

①事前準備	朝来市へ転入する旨を現住所地の市区町村の担当課へ伝え、必要書類を作成してください。 （※提出書類は各市区町村により異なる場合があります。）
②申込書提出先	住民票のある市区町村の保育施設入所担当課
③提出締切り	書類を転送する期間が必要となるため、朝来市の申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。
③入所選考する市町	朝来市 朝来市こども園課で入所選考を行った後、住民票のある市区町村の保育施設入所担当へ選考結果を通知します
④保護者通知	住民票のある市区町村の保育施設入所担当から保護者へ通知
その他　（転入予定の場合）	朝来市へ転入予定の方は、転入手続きを済ませた後、朝来市こども園課窓口で、改めて入所申込を行ってください。 （申込みがない場合、入所取消となる場合があります）

※朝来市で入所申込書を提出する際には必ず、父・母両方の「市民税課税証明書」の提出をお願いします。

居住先を証明する書類の有無により、申込方法が異なります。申し込み方法は以下のとおりです。

証明の有無	朝来市内の居住予定を証明する書類がある場合(保護者名義の賃貸・売買契約書等)	朝来市内の居住予定を証明する書類がない場合
申　込　先	朝来市	現在の住所地
提出書類	朝来市の申込様式にて必要書類を作成し、居住予定地の分かる証明書（写）必ず提出してください。	住民票がある市区町村での申込みと同様の書類を提出してください。
決定の連絡	朝来市より保護者へ通知します	現在のお住いの市区町村より通知します
その他	入園日の前日までに必ず転入手続きを済ませてください。	朝来市への転入後、改めて朝来市で申込をしていただきます。

保育料について

令和８年４月から保育料は完全無償化となっております。

給食費の負担について

公立こども園：令和８年４月から完全無償化となっております。

私立こども園・保育園：①給食費の金額及び納入方法については、各私立こども園・保育園へお問い合わせください。
②公立こども園の副食費相当額を私立こども園・保育園へ補助します。

給食について（食物アレルギー対応）

保育施設の給食は、栄養バランスのとれた食事を提供し、成長したときに健康的な食生活ができるよう「給食を食べる」という体験を通して、望ましい食習慣が身に付くことを目的に実施しています。

- ０・１歳児クラスの園児は、食物アレルギー等の確認が取れない未摂取の食材を給食で提供することができません。入園までにできるだけ食べられる食材を増やしていただきますようお願いします。
- 食物アレルギーをお持ちのお子さんへは検査結果や医師からの具体的な指示書に基づき、食物アレルギー対応（除去食等）を行います。しかしながら、アレルギーの症状によっては、施設の人員体制・設備等事情により、対応が困難な場合、お弁当の持参となる場合もありますので、ご了承ください。
- 食物アレルギーの疑いのある場合は、給食提供開始前に医師の受診・ＩgE 抗体検査等を行っていただき、必要に応じて面談を実施する場合があります。食物アレルギー対応指示書は，基本６か月ごとに提出が必要です。また、状況が変わった場合もその都度アレルギー対応指示書等の書類の提出が必要となりますのでご協力願います。

慣らし保育について

はじめて保育施設を利用するお子さんにとって、保護者と離れての集団生活は、家庭とは大きく環境が変わることから大きな負担となります。そのため、園での生活に無理なく慣れることを目的として「慣らし保育」を行なっています。

入園直後の園での生活を２～３時間という短時間から始めて、各施設と保護者で相談の上、徐々に保護者の就労などの時間にあわせた保育時間まで延ばします。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や様子によって異なりますが、お子さんにとって大切なものですのでご協力ください。

延長保育について

市内全施設において、施設で定めた保育標準時間・保育短時間内に仕事等の都合により、お子さんのお迎えが間に合わない場合、保育時間を超えて保育を利用する延長保育を実施しております。但し、利用者負担額（保育料）とは別に延長保育料を負担いただきます。

延長保育の利用は各施設にて利用受付をしておりますので、申し込みの上ご利用ください。

«延長保育の利用時間イメージ»

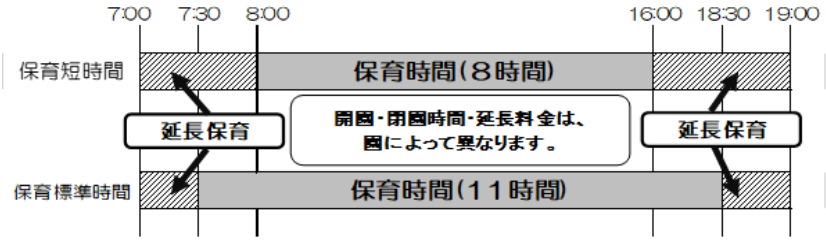

各施設の延長料金については下記の通りとなっています。

【公立こども園】　延長保育料（公立施設の料金は一律です。）公立施設は一律７時 30 分開園です。

保育時間	園長保育時間	料金（１回あたり）
保育短時間	１６時００分以降～19 時まで	100 円
保育標準時間	１８時３０分以降～19 時まで	100 円

【私立こども園・保育園】

開始・終了時間及び、延長保育料は異なります。各施設に直接お問い合わせください。

障害児保育について

【公立こども園】・・・全ての施設で実施しています。入園申込みの際に、必要書類(手帳・診断書の写し)を添付の上、提出ください。

【私立こども園・保育園】・・・各施設へ直接お問い合わせください。

病児保育について

【病児保育】・・・お子様が風邪やおたふく風邪などの感染症、骨折などの外傷の際、やむを得えない事情により家庭で保育できない場合、病児保育施設でお子さんをお預かりします。

実施場所	クリニックよしだ　虹色保育室（TEL：079－670-1200）
対 象 者	朝来市内に住所を有し、利用年度の４月１日時点において保育園・認定こども園・小学校に通う、満１歳から小学校６年生までの園児および児童。
利 用 料	1,500 円／日　（半日 750 円）
そ の 他	一日利用の場合はお弁当持参が必要です。 その他の持ち物等は直接お問い合わせください。 毎年度、利用登録申請が必要です。

その他子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度に関しての詳しい内容については、下記のＨＰまたは QR コードを読み取りご覧ください。

子ども・子育て支援新制度に関して
〇こども家庭庁ホームページ https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido